

サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)は、全体の1割となりますが、世帯収入に応じて利用負担上限が適用されます。

当事業所実績では9割以上の方が、ご負担なくご利用頂いております。

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限金額が設定され、ひと月に利用したサービス料にかかわらず、それ以外の負担は生じません。※負担上限月額はお住まいの地域によって異なる場合があります。

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯 ^(注1)	0円
一般 1	市町村民税非課税世帯(所得割 16万円 ^(注2) 未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム・ ケアホーム利用者を除きます ^(注3)	9,300円
一般 2	上記以外	37,200円

(注 1) 三人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入がおおむね300万円以下の世帯が対象になります。

(注 2) 収入がおおむね600万円以下の世帯が対象になります。

(注 3) 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム・ケアホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

所得を判断する際の世帯範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18・19歳を除く)	障害のある方とその家族
障害児 (施設に入所する18・19歳を除く)	保護者の属する住民基本台帳での世帯